

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月6日

熊本地方法務局阿蘇大津支局 登記官 窄口義博

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
3305-2025-7091	菊池郡大津町大字大津字後迫2071番1
3305-2025-7092	菊池郡大津町大字大津字後迫2071番2
3305-2025-7104	菊池郡大津町大字大津字後迫2102番